

## 一次報告書(原案)に対する各委員意見・修正案

| 修正箇所 | ページ | 区分   | 原案  | 意見・修正案等  |
|------|-----|------|---|--|
| 1    | p1  | 削除   | 「限られた情報を基に批判するのではなく、」   | (削除)   |
| 2    | p1  | 意見   | 「民営化によって生まれる財源・人材を有効活用することで、」   | (意見)<br>民営化という手法自体に関する疑問があったことを記載する。   |
|      |     | 加筆   | 「他の委員の一部からは民営化による子どもへの影響を懸念するという点で民営化反対の意見がありました。」  | 「子育て支援関係者委員からは、民営化は保育の継続性が断たれ子どもへの影響が大きいという点で民営化反対の意見がありました。」  |
|      |     | 意見   | 「他の委員の一部からは民営化による子どもへの影響を懸念するという点で民営化反対の意見がありました。」  | (意見)<br>一部委員の意見としてまとめられてしまうと問題が矮小化してしまう。   |
| 3    | p2  | 削除   | 「議論は他の自治体の事例からの想像による推論となってしまうこと、」   | (削除)   |
| 4    | p2  | 意見   | 「他の自治体で行われた、十分な配慮がなされない民営化の事例を参考にすることで、」  | (意見)<br>他の自治体の例が委員の中で共有されていない。これから検討するというような一文が必要ではないか。  |
| 5    | p3  | 意見   | 「公立保育所と私立保育所は、国の制度や法律による枠組みや実施基準が同じであり、どちらの質が高いという議論はできないし、すべきでもない。」  | (意見)<br>これまで保育の質について議論する場がなかった。基準が同じなら、すべて同じレベルの保育の質を担保できるのか？このような書き方をしてしまうと、委員会の議論が民営化ありきであったと受け止められかねない。                             |
| 6    | p3  | 差し替え | 「公立保育所は、公的機関とのネットワークを持つという「公」の特性を發揮させ、例えばそのいくつかを地域の拠点として配置し、対応が困難な子どもや家庭への直接支援、又は地域の様々な保育機関が行う支援に対して援助するといった役割を担うことが求められる。」 | 「公立保育所は、保育士の経験年数と専門性を活かし支援児保育やアレルギー給食など、対応が困難な子どもや家庭を直接支援してきた。公的機関とのネットワークを持つという「公」の特性を發揮させ、地域の様々な保育機関と連携し援助するといった役割を今後も担っていくことが望まれる。」 |
|      |     | 意見   | 「公立保育所は、公的機関とのネットワークを持つという「公」の特性を發揮させ、例えばそのいくつかを地域の拠点として配置し、対応が困難な子どもや家庭への直接支援、又は地域の様々な保育機関が行う支援に対して援助するといった役割を担うことが求められる。」 | (意見)<br>地域の子育て支援の拠点は、「いくつか」では不十分であり、すべての公立保育園が地域拠点になるべき。要支援世帯の増加を考えれば、地域拠点を絞り込んで減少させると捉えられるような表現は不適切。                                  |
| 7    | p3  | 意見   | 「多様な保育サービスの一翼を担う認可外保育施設や幼稚園等を含めて、施設間の相互理解と交流を活発に行い、」  | (意見)<br>そのためには具体的にはどのような施策？例えば、私立幼稚園預かり保育への市独自の支援が必要とされる。  |

|    |    |    |  |   |
|----|----|----|--|---|
| 8  | p4 | 意見 | 「公立保育所では、責任体制を考えたときに保育士の正規職員比率の低下をどこまで許容できるのか」   | (意見)<br>公立保育所の問題点だけを掲げるのは議論として不十分であり、民間保育所の保育継続性と人件費の問題についても公立と同様に言及すべき。  |
| 9  | p4 | 削除 | 「例えば市内の保育の環境整備と実践のためのガイドラインづくりや、それを実現するための研修や指導支援の整備といった保育の質の担保のための方策と、事業の質的評価が必要である。そうしたことを実現するためには、」                               | (削除)  |
|    |    | 意見 | 「例えば市内の保育の環境整備と実践のためのガイドラインづくりや、それを実現するための研修や指導支援の整備といった保育の質の担保のための方策と、事業の質的評価が必要である。」   | (意見)<br>ガイドラインは公立保育所と私立保育所が中心となって作っていく必要があることが分かるような表現にしたほうがいい。   |
| 10 | p4 | 加筆 | 「民営化によって生まれる財源・人材を有効活用することで、」  | 「民営化によって生まれる財源・人材を、今後ますます要望が高くなるであろう待機児童の解消や子育て支援の対策等有効活用することで、」  |
| 11 | p5 | 意見 | 「有識者委員の意見は、民営化によって生まれる財源・人材を有効活用することで、」  | (意見)<br>民営化によって保育コストを削減できるという論証はされていない。その点について加筆願いたい。   |
|    |    | 加筆 | 「他の委員の一部からは民営化による子どもへの影響を懸念するという点で民営化反対の意見が出された。」  | 「子育て支援関係者委員からは、民営化は保育の継続性が断たれ子どもへの影響が大きいという点で民営化反対の意見が出された。」  |
| 12 | p5 | 変更 | 「議論は他の自治体の事例からの想像による推論となってしまうことから、結論を出すということまではできなかった。」  | 「議論は他の自治体の事例から早急に、結論を出すということまではできなかった。」   |
| 13 | p5 | 意見 | 「なお、仮に民営化するのであれば、利用者の理解を得るためにも、民営化の移行期の児童への配慮及び移行後の事業の質的評価のシステムづくりが不可欠である。特に、民営化の移行期は、司法の場での事例を含め、先行自治体の課題や配慮点を確認し、丁寧に対応することが求められる。」 | (意見)<br>公立保育所利用者への十分な説明と理解を得ることが必要である旨、明記していただきたい。その上で、理解を得るための対策について記載すべき。<br>現行民営化手法の検証によって問題点を洗い出し、いかに改善を図るかを慎重に議論することを加筆すべき。<br>問題は移行期だけと断定できるものではなく、特に配慮が必要なのが移行期に限定するような表現は不十分。 |
| 14 | p5 | 意見 | 「・民営化について、子どもへの影響があると決めつけることはできないし、司法の場や先行自治体の事例等を参考にして十分に配慮することにより、影響を抑え、保育の質を担保することができる。」  | (意見)<br>保育の質とは何かを議論していないところで、断定的な表現が用いられていることに違和感を感じる。いずれも推論に基づく意見なので「できる」と断定的な表現にするのはいかがなものか。(反対意見だけ、推論的な表現になっている)   |

|               |    |      |   |   |
|---------------|----|------|---|---|
| 15            | p5 | 加筆   | (委員意見に追加)   | 「・ <u>地域的にも設置が限られている公立保育所に入所できる家庭だけが市の財政が投入されている現状は、市民の間でも不満となってきた現実がある。</u> 」                    |
| 16            | p5 | 加筆   | 「・ <u>民営化により財政効果が出るのかどうか、検証が必要である。</u> 」  | 「・ <u>経験ある保育士を配置するなど、保育の質を担保しても民営化により財政効果がでるのか検証が必要である。</u> 」                                     |
|               |    | 加筆   | (反対意見に追加)   | 「・ <u>民営化という手法そのものの検証が不足している。</u> 」   |
| 17            | p5 | 差し替え | 「・ <u>財政効果のためだけに、子どもへの影響が懸念される民営化を行うことに疑問がある。</u> 」   | 「・ <u>自治体財政の効率化や職員削減策の手法として民営化を行うことで、保育の質は担保できない。</u> 」   |
| 18            | p6 | 加筆   | 「・ <u>公立保育所が主に担っている発達支援保育の実施施設を減らさないため、公立保育所を減らすべきではない。</u> 」                               | 「・ <u>発達支援児の待機児童がいる中、公立保育所が主に担っている発達支援保育の実施施設を減らさないため、公立保育所を減らすべきではない。</u> 」                      |
| 19            | p6 | 差し替え | 「・ <u>民営化は、移行期において継続性が断ち切られるので、保育の質が担保できないのではないか。</u> 」                                     | 「・ <u>民営化は、保育の継続性が断ち切れ子どもへの影響が大きい。民営化することにより保育の質が向上するとは考えられない。</u> 」                              |
| 20            | p6 | 意見   | 「・ <u>保育所利用者には、入園してから卒園まで、同じ保育所で保育を受けるという期待があるため、それを強制的に中断することは、行政訴訟の対象になる。</u> 」           | (意見)<br>「保育所の選択権が司法の場で認められている」という趣旨を発言した点が抜けているので加筆していただきたい。                                      |
| 21<br>・<br>22 | p6 | 加筆   | (反対意見に追加)   | 「・ <u>早急に民営化の議論をするよりも、現状の公立保育所の効率化を図る。</u> 」<br>「・ <u>民営化しなくても人件費、保護者家庭の負担額等を見直す。</u> 」           |
| 23            | p7 | 削除   | 「 <u>市の財政状況が厳しい中で施策を展開するため、公立保育所の民営化にかかる意見も参考にして、限られた予算、限られた人材をどのように配分するか、検討していただきたい。</u> 」 | (削除)  |
|               |    | 削除   | 「 <u>市の財政状況が厳しい中で施策を展開するため、公立保育所の民営化にかかる意見も参考にして、限られた予算、限られた人材をどのように配分するか、検討していただきたい。</u> 」 | 「 <u>限られた予算、限られた人材をどのように配分するか、検討していただきたい。</u> 」   |
| 24            | p7 | 変更   | 「・ <u>幼稚園の預かり保育の充実により、待機児童の一部は解消するのではないか。</u> 」   | 「・ <u>幼稚園の預かり保育の充実や幼稚園就園助成金の増額により、保育所に在籍している3～5歳の児童の一部が幼稚園に就園することが可能になり、0～2歳の保育所待機児童の解消になる。</u> 」 |
| 25            | p8 | 加筆   | (委員意見に追加)   | 「・ <u>詰め込み保育での待機児解消は限界がきている。待機児童の解消は、保育所の増設が不可欠である。</u> 」   |

|               |     |    |  |   |
|---------------|-----|----|--|---|
| 26            | p8  | 変更 | 「ときには子どもと離れたいという気持ちから就労し、 <u>保育所入所を望む人もいる。</u> 」 | 「ときには子どもと離れたいという気持ちから <u>一時保育を望む人もいる。</u> 」<br>(委員意見に追加でも可)   |
| 27            | p8  | 意見 | 「1中学校区に1か所の一時保育を望む。」                             | (意見)<br>一時保育は、現行公立保育園程度の数が、至近の距離にないと非常に不便。  |
| 28            | p10 | 追加 | (委員意見に追加)  | 「・ <u>現在、途中で要支援と判定された幼児や、要支援の乳児、重い食物アレルギーを持つ子どもなど、公立保育園への転入を希望し、場合によっては待機している事例が見受けられる。</u> 」   |
| 29            | p11 | 加筆 | 「 <u>児童虐待早期発見の技術向上のための研修を行うべきである。</u> 」          | 「 <u>児童虐待早期発見の技術向上のための研修や、予防・回復のための方法についての子育て支援施設全体でのケースカンファレンスなどを行うべきである。</u> 」  |
| 30            | p11 | 意見 | 「 <u>虐待に対する地域での見守りや支援の体制が必要である。</u> 」            | (意見)<br>虐待に対しては「介入」が必要という意見があった。訂正が必要では。<br><br>(意見)<br>虐待に対しては必ずしも介入ではなく見守りとなることがある。   |
| 31            | p11 | 追加 | (委員意見に追加)  | 「・ <u>虐待ではないかと思って通報するというのは少々勇気がいる。虐待に対する地域の関心を高めて、虐待だと思ったら通報できる体制を作るための普及・啓発活動が必要ではないか。</u> 」   |
| 32<br>・<br>33 | p11 | 追加 | (その他委員意見に追加)                                     | 「・ <u>国際交流協会等ボランティア組織に委託し、保育園や小学校、父母会、部活やクラブ活動の手紙の翻訳というような作業について、支援・協力を得られるシステムを整備していただきたい。言語が壁になり、公的な連絡が届かないことによって、孤立が起きやすくなっている。あるいは、ホームページの国際交流関連ページにおいて、生活によく用いられる文例集を公開するなどの方法も考えられる。</u> 」<br>「・ <u>次世代育成支援対策や子育て関連交付金の対象として、虐待防止、在宅の子育て支援、保育所の地域交流事業等を考えることはできないか。</u> 」 |
| 34            | p12 | 追加 | (委員意見に追加)  | 「・ <u>一時保育実施施設として、スポット的なデイケアセンターとして児童ホームや公民館を機能させることはできないか。一時保育でも9日以下の継続的な利用は保育所、スポット利用のデイケアはその他の施設、と分担することで適正なコスト配分が可能になるのではないか。デイケアのような事業については、専門の業者がたくさんあるので、委託(保育士派遣含む)が可能ではないか。</u> 」  |

|    |     |      |   |   |
|----|-----|------|---|---|
| 35 | p13 | 追加   | (委員意見に追加)   | <p>「・本来、耐震改修・改築は、もっと早い時期に単独で行われて然るべきであったので、民営化がセットで考えられなければならない理由はない。民営化の議論によって耐震改修が遅れるということはあってはならない。子どもの命と安全を守るため、早急に対策が施されるべきであろう。」</p> <p>「・公立保育所の耐震工事そのものに対する国からの補助金はないとしても、その他子育て関連事業に対する補助金を得ることは可能ではないのか。財政支出は総合的に見るべきではないか。」</p> |
| 36 | p14 | 差し替え | <p>「そのような現状の中で保育の質を担保するためには、例えば保育のガイドラインなどの方策と、事業の質的評価が必要である。また、地域の保育の連携が望まれる。」</p> | <p>「そのような現状の中で保育の質を担保するためには、詰め込み保育の解消と保育の継続性、責任ある保育体制を維持するために正規職員の比率を高める必要がある。」</p>   |

## その他意見

家庭児童相談室の機能強化、虐待予防ネットワークの機能強化について十分議論できていなかった。

まとめ方が公立保育園民営化ありきの内容になっている感想を持った。中立な立場での報告書であるべきではないか。保育制度が流動的な中、子育て関係者が一堂に会しての会議がもたれているのだから、船橋の保育の質の向上についての議論をもっと交わすべきではないか。

本提言を一読するに、ほぼすべての項目に民営化のことが書いてあり、公立保育所の民営化ありきの方向性の下、民営化の目的として保育所入所児童以外への支援という名目を立てたかのような印象を受ける。本当はもっと広い議論をしたのではなかったか。

保育の質を含めて保育のあり方を考えることも本会議の目的と考えていたが、保育の質とは何かという本質的な議論にはほとんど触れることができなかったことは8月段階での大きな反省点ではないか。また、国の動向すなわち近い将来訪れると予想される大きな制度の変更について触れることなく、この先の保育・子育てをどのように考えるという問題についてもほとんど言及がなされなかった。本来、目前に近づいている制度改変に対する準備というようなことをもっと議論すべきではなかったか。

実施基準が同じであれば保育の質の高低は議論すべきではないという有識者意見が先んじて提示されたために、保育の質の中身に関する議論がしにくくなったという印象を持っており、その点については非常に残念に感じる。

実施基準が満たされれば同じレベルの保育の質が担保できるのであれば、全国で公立保育園の民営化を問題として保護者の訴訟が起こるはずもなく、民営化後に子どもらに夜泣きや赤ちゃんがえり、事故、怪我、ひっかき、噛み付きなどの悪影響が出るはずもない。影響が出る可能性のある手法そのものがそもそも問題であり、影響が出ないように対症療法を考えれば良いというものではない。

全国の問題事例は、運悪く受託法人の質が悪かったために問題が起きているのだとすれば、悪質な法人を排除できない民営化という手法そのもの、あるいは行政が責任を持って法人を指導、場合によっては処分することができない体制そのものに問題があると言わざるを得ない。行政責任によって、どのような問題点をどのように解決し、民営化という手法を成功させていくのか、方向性すら見えないところで、民営化を無批判にコスト削減手段として提唱することは、拙速の謗りを免れないのではないか。やはり民営化という手法そのものについての検討が全般に不足していると感じざるを得ない。

中間報告案の趣旨はこの程度で仕方がないと思うが、前回の会議案の時は委員の意見が記載されていた。この部分が削除されると報告書ようになってインパクトがない。是非原案にもどしてほしい。

特に指摘する事項はない。

議論が必要であるとする箇所

1. 公立保育所、私立保育所の役割  
◇公立保育所を拠点方式にするという議論
2. 保育の質の向上  
◇船橋市の保育水準の向上を図ることについて（ハード面・ソフト面）
3. II 保育のあり方に関する提言  
＜保育の質の担保＞  
◇船橋市の保育事業に対する評価と課題

1. 船橋市がすべての子に対して保障することが望まれる保育の質
2. 民営化手法そのものの評価
  - ・民営化によって起こる子どもへの影響の考え方
  - ・利用者の保育所選択権に対する考え方
  - ・司法判断に対する考え方
  - ・他自治体の成功例、失敗例の分析
  - ・コスト論の整理（具体的な数値・金額の提示）
  - ・コスト以外のメリット・デメリットの比較考量
  - ・耐震問題との関係性
  - ・民営化手法のバリエーションの整理とメリット・デメリット、コスト問題の検証
  - ・民営化によって浮いた保育士を異動させるというプランについて
  - ・在宅支援等に活用できる国庫補助金の有無
  - ・保育コスト削減は公務員給与の問題ではないか
3. 子育て支援機関の連携協力、コミュニケーションのイメージ
4. 国の動きを見据えた保育の今後のあり方

議論が足りていないという意見があったようだが、これまでの議論を踏まえて形にしていく時期に来ているのではないか。